

令和6年度新たな 住民税均等割非課税世帯及び 住民税均等割のみ課税世帯への 低所得者支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- **令和6年度新たな**嬉野市住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に給付金 (1世帯あたり10万円) が支給されます。

※こども加算該当の方には、本給付金支給後、別途通知します。

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

嬉野市が確認書(または申請書)を
受理した日から20日後が目安です。

※振込通知書は発行しませんので、上記を目安に
通帳のご確認をお願いします。

支給対象世帯

基準日(令和6年6月3日)現在、嬉野市在住かつ、
世帯全員の令和6年度「**住民税均等割非課税**」及び
「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

* 令和5年度の非課税世帯給付金及び均等割のみ課税世帯
給付金の対象世帯を除く

* 住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで
構成される世帯を除く

* 令和6年6月2日以降に転入された方は前住所地にお尋ねください。

世帯員の全ての方が、
令和6年1月1日以前から
嬉野市にお住いの場合

世帯全員もしくは、世帯員のなかに
令和6年1月2日以降に
嬉野市に転入した方がいる場合

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

令和6年度新たな住民税均等割非課税世帯及び 住民税均等割のみ課税世帯

I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から嬉野市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、嬉野市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、必要事項を記入して、嬉野市に返信してください。
添付書類（口座確認書類、本人確認書類など）が必要な場合があります。

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 嬉野市の確認が終わり次第、対象となる世帯には、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、必要事項を記入して、嬉野市に返信してください。
添付書類（口座確認書類、本人確認書類など）が必要な場合があります。

* 転入や未申告等で、嬉野市で確認が取れない場合は、申請が必要です。福祉課に問い合わせをお願いします。

申請期限

令和6年10月31日（木）まで
（必着）



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※物価高騰対策給付金に係る差し押さえ禁止等に関する法律施行規則に基づき、この給付金は差押禁止等及び税法上における非課税の対象となります。

お問い合わせ



嬉野市役所 福祉課
「嬉野市低所得者支援給付金」窓口

0954-42-3306

受付時間 平日9:00~17:00